

グローバル スチュワードシップポリシー

責任あるオーナーシップへのアプローチ



責任ある
オーナー
シツプへの
アプローチ

グローバルスチュワードシップポリシー

責任あるオーナーシップとは？

責任あるオーナーシップ、あるいは投資家のスチュワードシップとは、投資先企業の長期的価値に影響を及ぼす可能性のある事柄の監視、関与、必要に応じた介入などの投資家活動を指します。

責任あるオーナーシップを通して、戦略、業績、リスク、資本構造、そして企業文化や報酬を含むコーポレート・ガバナンスなどの様々な課題に関し、企業と株主が健全な対話を育むための関係構築を目指します。

スチュワードシップの責任は、多くの投資家が行う財務分析にとどまらず、企業が持続可能で、全てのステークホルダーの長期的利益のために事業を運営することを確保し、投資家がベスト・プラクティスと透明性の改善に向けて、インベストメント・チェーン内の他者と協力することを期待しています。

スチュワードシップに対するコミットメント

UBSアセット・マネジメント（以下UBS-AM）は、投資家による積極的なオーナーシップが企業の長期的な持続可能性と成功に貢献できるものと考えています。

UBS-AMはスチュワードシップを受託者責任の不可欠な部分と見なしており、この点に関して、当社のコミットメントはESG要素を投資の意思決定に組み入れ、エンゲージメントや議決権行使を行うなど、明確で構造化されたプログラムを通じて、スチュワードシップに積極的なアプローチを実施します。それらを行うことでUBS-AMは顧客自身の投資に関する信念、ポリシー、要件に合わせるよう努めています。

UBS-AMは複数の国々（Appendixをご参照）におけるベスト・プラクティスのスチュワードシップ・コードの署名機関であり、また国連責任投資原則（PRI）の署名機関です。

UBS-AMは、大手投資運用会社として、多数の地域で広範な戦略を採用する中で、社内におけるスチュワードシップの活動範囲はある程度異なる場合があります。

スチュワードシップ戦略

スチュワードシップは、アクティブ投資とインデックス投資のどちらにも関連します。アクティブ投資戦略においては、長期的な価値創造に向けた投資判断の強化の一助となります。

パッシブ戦略にリンクしたスチュワードシップは、機関投資家が企業業績に関する見解を表明し、長期的な価値創造を推進すると同時に、金融市場での非効率性など負の外部性に対処することができる最も有効な手段の一つです。

UBS-AMのスチュワードシップ活動は4つの柱から構成されています。

テーマ別エンゲージメント：重大と考えられ、内部、外部の入手可能なリサーチによって分析され、サステナビリティ全般やUBS-AMのサステナブル戦略に連携した特定のテーマに焦点を当てます。エンゲージメントの内容は、トピックスに関係する直近の企業パフォーマンス、高い関連性のあるセクター、投資戦略における影響や財務リスクの可能性を考慮にいれて、特定します。テーマ別エンゲージメントを支えるリサーチは、サステナブル投資やスチュワードシップの専任チームによって開発された内部のスコアカードに沿っています。この調査は、エンゲージメントプログラムの始まりと終わりで企業パフォーマンスを評価することにも使用されています。

受動的なエンゲージメント：国際基準に対する重大な違反に関わる企業に焦点を当てます。国連グローバル・コンパクトの10原則は懸念事項を明確にする一般的な参考フレームワークとして考えられ、UBS-AMは第三者の調査機関を利用してポートフォリオや戦略の危険信号を特定するプロセスを構築しました。最初のスクリーニングの後は、その事例についての公共の出版物や企業を含めた話し合い、NGOや第三者機関のレポート、可能であれば他の投資家による調査結果を考慮にいきます。

対話の目的は企業を動かし、特定された違反を効果的に終結させ是正させるとともに、将来の不祥事再発の防止のために経営の失敗に取り組ませることにあります。

議決権行使の決定に関するエンゲージメント：議決権行使方針やUBS-AMの見解について知らせ、見解に関して企業とコミュニケーションを図るために、エンゲージメントは株主総会その他の株主集会に先駆けて行われます。多数の議決権行使が、経営陣との対話の必要性がないまま内部や外部のリサーチによって決められていますが、いくつかの状況下においては実際に経営陣と交流し、議決権行使に向け詳細なビジョンの理解や事項の本質を知ることが重要です。これらの対話は、取締役候補や報酬制度、取締役会の影響力、株主決議への企業の反応などの問題に解決の光を投じます。議決権行使の決定に関するエンゲージメントは通常、財務リスク、問題の深刻さ、事項の複雑さによって特定されます。

積極的なエンゲージメント：原則、UBS-AMのアナリストとやポートフォリオマネージャーがビジネス戦略や、企業評価（バリュエーションモデル）にプラスの、または大きな影響を与え得るサステナビリティに関するリスクや機会といった特定の問題に関して行うものです。これらの企業の経営陣との対話は、さらなる情報の入手と、長期的な業績向上のきっかけとなる企業行動に影響を与えることを目指して行われます。このエンゲージメントの対象となる企業の特定は、投資ケースの中で、長期的な課題の重要性に厳格に関連付けられています。

広範な投資プロセス内でのスチュワードシップの統合

（株主による）オーナーシップと（従業員による）経営の分離は、様々な利害が衝突する場合には、事業運営を一層難しくする可能性があります。UBS-AMは、顧客のために投資する企業が成功を収めることに対して強い関心を持っており、これをサポートする高度なガバナンス基準と企業行動を期待しています。

相互の目標と懸念を理解しつつ、スチュワードシップ活動を通じて、投資先企業との関係を構築することを目指しています。

UBS-AMは、企業にとってコーポレートガバナンス・環境・社会（ESG）要素の重要性を認識しており、考慮するデータが広がることは投資プロセスに役立つと考えています。

それらは企業の将来の収益とコストに直接的な影響を与え、ひいては投資家やその受益者または顧客の長期的なリスク調整後リターンに直接的な影響を及ぼす可能性があります。このため、可能な限り、係る要素を評価し、キャッシュフロー、バリュエーション、成長機会に関するUBS-AMの分析を含む全体的な企業リサーチ・プロセスと投資決定プロセスに積極的に組み入れることによって、顧客の資産価値を保護・強化することを目指しています。

UBS-AMのスチュワードシップに対するアプローチとESG要素に関する考察には、リサーチ、データ分析、エンゲージメントが含まれます。株主価値の毀損を最小化するために、早期のエンゲージメントに特に熱心です。投資プロセスの一環として行われる企業に対するエンゲージメントは、UBS-AMが顧客のために投資する企業に関する知識と信頼を高めます。企業とのミーティングは一般に、企業の会長や、筆頭取締役、最高経営責任者（CEO）財務責任者、またはサステナビリティ責任者との間で行われます。

これらのミーティングによって、UBS-AMは企業戦略などの議題について議論することが可能になり、経営成績の評価に役立ちます。また、当社の期待や重要な課題に関する当社の見解を説明し、時間の経過に伴う特定の企業の推移を監視する機会が与えられます。

投資先企業のモニタリング

グローバル市場全体における様々な法律および文化的な枠組みは、スチュワードシップの実行方法やモニタリング方法に影響を与えます。

具体的には、世界全体ではコーポレート・ガバナンスやサステナビリティ課題に対するアプローチは異なっているかもしれないと認識しています。しかしながら、当社はエンゲージメント・プロセスを通じて、取締役会の最高水準のリーダーシップと経営管理を採用するよう企業に働きかけています。

当社は、企業の強力なガバナンスが企業行動や環境・社会的な課題に対する有効なアプローチを促進すると信じています。このような事柄がうまく管理されるならば、長期的な企業業績と株主価値の向上につながるはずで

UBS-AMは、企業の取締役会が以下を常に確保するよう奨励します。

- 取締役会全体による戦略の承認と全ての主要な戦略的意思決定（例：合併・買収）に対する全面的な関与
- 有効な企業のリーダーシップ
- 適切な後継者育成計画の整備
- 取締役会が経営の説明責任を果たすために必要な全ての情報を入手
- 役員と株主の利害の一致

- 正確で独立した会計監査
- 企業のブランドと評判の保護・強化

取締役会の質と有効性を取締役会の外部から判断するのは難しい場合があります、UBS-AMは継続的なモニタリングがステークホルダーシップにとって不可欠な要素であると考えています。

年次株主総会は、UBS-AMが抱く懸念に関してメッセージを取締役に伝える機会をもたらしますが、UBS-AMが顧客のためにESGに関する課題について企業と話し合う取り組みは、単に年に1回の議決権行使だけにとどまりません。

UBS アセット・マネジメントのモニタリングには、以下が含まれます。

- 当社のデータベース上で共有する社内情報、外部専門家のセルサイドリサーチやESGレーティングツールの利用
- (取締役委員会構造などの) ガバナンスに関する情報のレビュー
- サステナブル投資アナリストとポートフォリオマネジャー率先する企業の業務執行役員および非業務執行役員とのミーティング。これにより、当社は戦略、買収、資本配分、業績などのガバナンスの「アウトプット」の成否を判断する機会を得る。
- 関連コーポレート・ガバナンス・コードからの逸脱に関する説明の質の評価
- 市場関係のニュースソースと企業の発表を通じて、企業の進展を継続的にモニター

このアプローチによって、UBS-AMは企業の価値と主要なリスクを動かす要素を特定することができます。

優先順位と目的

状況と議論される課題に応じて、エンゲージメントの優先順位を付け実施します。UBS-AMのエンゲージメントの全ては明確な目標を持って実施されています。企業の株式を大量に保有している場合、あるいは企業の戦略的な方向性または経営成績に関する課題を特定した場合には、UBS-AMの懸念について企業と協議します。当社のエンゲージメントは、定期的に行われる場合や、特定の取引状況に基づく場合があります。エンゲージメントの多くは数年間続くため、エンゲージメント活動を外部委託することはありません。

当社のエンゲージメントは、企業のカパナンス実施状況や気候変動、環境管理、人的資本管理など、企業業績に重要な影響を与える長期的な持続可能性に焦点を当てている場合があります。

その他トピックは以下を含みます。

- 戦略-資本配分を含む
- 業務運営と業績
- 取締役会の質
- リスク管理
- 報酬
- 評判
- 企業倫理と企業文化

課題に応じて、またエンゲージメント活動が受動的なものか継続的な議論の一部であるのかに応じて、当社のエンゲージメントは書面での連絡、電話会議、または対面でのミーティングといった形態をとります。

UBS-AMは企業とのミーティングおよび当社の議決権行使結果の記録を取っています。また、時間の経過に伴う進展をレビューし特定した課題を追跡します。

企業へのエンゲージメントの期間を通じて、UBS-AMは非公開情報を提供されるような例外的な場面を回避するために、投資先企業とのコミュニケーションを管理しています。当社は以下を条件に、内部関係者になる意思があります。

- UBS-AMの合意
- 限定した期間
- UBS-AMの顧客利益にかなう

このような場合、UBS-AMは当該情報が厳密に保護されることを確保し、当情報の受け取りに関して適用される規制要件とUBSの社内手続きを順守します。

段階的拡大戦略

UBS-AMは、長期的な価値創造に関連する課題と提起された問題に対する対応について企業を判断します。企業との議論にもかかわらず、UBS-AMの懸念が十分に対応されず、株主価値がリスクに晒される場合があります。企業が当社の期待に応えず、当社が定期的なエンゲージメント・プロセスを通じて受けた説明に満足しない場合、UBS-AMはアプローチの段階的拡大を検討します。最初の例では、会長または他の上級非業務執行役員とのさらなる議論を通じたものになります。

エンゲージメントを拡大するか否かについての意思決定にあたっては、以下を考慮します。

- UBS-AMの懸念を引き起こした状況
- 潜在的な悪影響の重大性
- 国のガイドラインを含めたベスト・プラクティス基準
- 企業から提供される説明
- UBS-AMの顧客にとっての問題の重大性
- ある期間における懸念のパターン
- 成功の可能性

企業が一貫してUBS-AMの期待に応えない場合、あるいは投資家が企業のサステナビリティに関わるリスクを適切に理解するための企業のESG開示が不十分な場合、UBS-AMは取締役候補の選任を含め、株主総会での経営陣の提案に対して反対票を投じる決定を下す場合があります。

UBS-AMはこのような直接的な介入が常に人目を引き、悪い評判が立つことで事態が悪化しかねないリスクをはらんでいることを認識しています。当社は常にこうした議論と行動に関する徹底した情報管理の努力を払います。

他の投資家との協働

UBS-AMの多くの投資における重要な特性から、企業の経営陣や取締役会へのアクセスが当社に提供され、一般に投資先企業と非公開かつ直接的にエンゲージメントを行うことが好ましいと考えています。しかしながら、特にエンゲージメントの有効性や成功の可能性が高まる場合に、他の投資家との協働に大きな利点を見出すことができます。

他の投資家と協働する前に、UBS-AMは以下についてレビューを行います。

- 他の投資家との行動は法律や規則によって認められている
- 投資家の間で、懸念事項と潜在的な解決策が一般的に合意されている
- エンゲージメントは非公開であり、公式声明には当社の事前の明示的な承認が必要なこと
- 当社は、協働に積極的に貢献し対象企業との対話に影響を与えるリソースを有していること

他の投資家の見解が特定のトピックや会社に対する理解を深めると当社が判断した場合、直接の対話か業界のワーキンググループを通じたミーティングを行います。

UBS-AMは、様々な公式・非公式の投資家ネットワークに積極的に参加しています。（Appendix ご参照）これにより、コーポレート・ガバナンス、社会、環境に関する分野のベスト・プラクティスを認識し、他のステークホルダー・グループ間のコミュニケーションを改善させることができます。

企業や他のステークホルダーとの議論するとともに、顧客利益の保護、市場インフラの改善、ベストプラクティスの共有のために、関連する公共政策や市場の進展に対してレビューしコメントします。

企業へのコミットメント

UBS-AMは関与する企業の経営陣との関係構築が重要であると信じています。当社は投資先企業に対して、当社からの対話要請を受け入れ、将来を見据えた重要な情報を当社に提供するよう求めます。同様に、企業は実りのある有効な対話を可能にするため、以下の行動を当社に期待することが可能です。

入念な準備：UBS-AMは企業との対話を開始する前に、企業が提供する業績とESGパフォーマンスに関する最新の重要情報をレビュー／分析します。また、特定の企業やセクターに関して重要とみなされる事項に関する第三者のリサーチにアクセスします。

現地およびセクターに関する専門知識：UBS-AMは企業との対話を開始する前に、当該の現地市場とセクターに関する専門知識と見解を社内の各チームに求めます。

投資決定との関連性：企業の経営陣とのミーティングで、UBS-AMは投資決定にあたり収集した情報をどのように考慮に入れるかという点について説明します。SIスタッフと投資スタッフは可能な限りいつでも企業との合同ミーティングを行います。いかなる状況においても、エンゲージメント・ミーティングで収集した情報はプラットフォームを通じて社内でも共有されます。

フィードバック：ミーティング中、またはミーティング後、UBS-AMは現在の懸念事項に対しての企業の行動や計画についてのフィードバックを提供します。企業は興味のある分野についての意見も求めることができます。当初の対話の後で、当社のエンゲージメントの目標を経営陣に伝えます。

ベスト・プラクティス：該当する場合には常に、UBS-AMは重要なESG事項に関するリーダーシップと優れたパフォーマンスを示している同業他社のベスト・プラクティスの事例を伝えます。同様に、当社がエンゲージメントを行う企業の中で、ESGの課題と機会に関連する革新的な慣行と解決策を打ち出している企業を高く評価します。

コミットメント：UBS-AMは適切なリソースと時間を企業との対話に割り当てます。長期的な価値の創出に向けて企業の行動が改善するとみなす場合には、特定の期間にわたり継続的に経営陣／取締役会にエンゲージメントを行います。

協働：投資家ネットワークの支援と金融市場におけるESGアジェンダの推進に向けた取り組みの一環として、UBS-AMは他の投資家のエンゲージメントへの取り組みをモニタリングし、UBS-AMと投資先企業にとって利益になる場合にはそうした取り組みに常に参加します。

議決権行使・株主権利

UBS-AMは、株主総会での議決権行使は、当社の顧客資産に有効なスチュワードシップに関する全体的なアプローチにとって不可欠な構成要素であるとみなしています。議決権行使自体が目的ではなく、監督という当社の役割の中の重要な部分となるものです。議決権行使によって、当社は広範な議題に関する当社の意見を企業に発することが可能になります。議決権行使は、取締役会が投資家の懸念に耳を傾け、それに対応するように促すための方法です。

UBS-AMは顧客のためにグローバルベースで議決権行使を実施し、顧客ポートフォリオの効率的な運営に相反しない限りにおいて、あらゆる状況での議決権行使を検討します。前述した通り、当社は議決権行使期限に間に合うように指図を出す必要性に応じて、適宜、株主総会に先駆けて取締役会にエンゲージメントを行います。

スチュワードシップやエンゲージメント活動を通じて懸念を抱く場合、あるいは当社の顧客の利益にかなわないと考えられる特定の決議に関連して、特定の提案を支持しない選択を行うことがあります。これには、企業の経営陣と外部当事者の双方によって提案された決議が含まれます。

できる限り可能な範囲で、一貫した投資戦略と議決権行使方針に沿って、自社株式の議決権行使を行います。方針から逸脱した議決権行使を行う場合は、その合理性も含めてすべて書面化します。

UBS-AMの投資アプローチの性格上、当社は一般に臨時株主総会を要請したりしませんが、株主総会に株主決議を単独、または共同で提出する場合があります。また、投資家が提出した提案を支持する選択を行う場合があります。

多くの株式を保有する企業の取締役会を支持しない場合、できる限り株主総会の前に非公開で企業に通知するよう努めます。また、株主総会に先駆けて行使の意図を公表したり、第三者に開示したりはしません。

UBS-AMの議決権行使プロセスは、外部の手続き検証レビューに組み込まれています。議決権行使に対する当社のアプローチは、UBSグループの内部監査部門によって定期的に監査され、懸念事項は当社の事務リスクイベント再発防止プロセスを通じて解決されるよう、上層経営陣に報告されます。

これについては、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

株主総会への出席

UBS-AMのグローバル投資の性質を踏まえると、当社が株主総会に物理的に出席するのは現実的ではありません。しかし、顧客の最善の利益になると判断した場合には、株主総会に出席したり、発言を行ったり、直接議決権行使したりする場合があります。その際には、その理由を事前に企業に通知します。

議決権行使サービスの利用

スチュワードシップ責任を果たすためには、投資先企業のコーポレート・ガバナンスの構造と行動に関する正確な情報へのアクセスを持つことが不可欠です。

UBS-AMは顧客のためにグローバル市場で株式を保有する企業の数と考慮し、上場企業が開催する株主総会に関連する情報を取得するにあたり、経験豊富な専門プロバイダーのサービスを利用します。当該プロバイダーは株主総会の議題と各議決権行使項目の現在および過去の背景を提供し、企業のガバナンス実施に関するコメントを提供することができます。

UBS-AMが当サービスのパートナーに選定したベンダーであるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービス (ISS) は、この重要な任務にとって不可欠であると当社がみなす、長期的な経験とグローバル・カバレッジの双方を備えています。専門プロバイダーのサービスを利用することは、当社が議決権行使方法を決定する際に顧客の最善の利益が何であるかを判断することに集中できると共に、企業に効果的にエンゲージメントできることを意味しています。

UBS-AMは議決権行使の判断を第三者に委託しておらず、当社顧客の株式議決権行使の判断に際して完全な自由裁量を保持しています。UBS アセット・マネジメントは自社の評価を補足するためISS や他のリサーチ・プロバイダーのサービスを利用しており、当社の議決権行使の意思決定は議決権行使助言サービス会社の方針提案に基づくのではなく、UBSの原則に従って行っています。

株式レンディングポジションに関する議決権行使

UBS-AMは議決権行使が特に論争的となっていると判断した場合、当社に自由裁量があり、それが顧客の最善の利益となり、顧客のポートフォリオの経済的利益を十分に考慮していると判断するならば、貸し出された株式を回収することがあります。当社は追加的な議決権行使権を得る目的で株式を借りることは行いません。

利益相反

UBS-AMは、スイスおよび米国に上場されている、金融サービス・グループであるUBS グループ AG の完全子会社です。

当社は一貫して透明なやり方で行動することにコミットしています。議決権行使方法やエンゲージメントするか否かを検討する際の主な目的は、当社が常に顧客の利益のために行動することによって受託者責任を確実に遂行することにあります。実際および潜在的な利益相反が起こり得る状況には、以下が含まれます。

- UBS-AMの一顧客の利益が別の顧客の利益と相反する。
- UBS-AMが当社の顧客のために、UBS グループ AG の上場株に投資する。
- 株主総会で議決権行使を行う上場企業がUBS-AMの顧客である。
- より広範なUBS グループ内の関連会社が当該企業のアドバイザーを務める。
- UBS-AMの従業員の利益がUBS-AMの顧客の利益と直接対立する。

UBS-AMは議決権行使に関連して引き起こされる潜在的な利益相反に対応するため、以下のガイドラインを実行しています。

- UBS の原則に沿って議決権を議決権行使し、UBS の方針からのいかなる逸脱についても記録を取る。
- UBS-AMが特定の議決権議決権行使を行う際に利益相反を認識した際には、適切なコーポレート・ガバナンス委員会に利益相反を通知し、コーポレート・ガバナンス委員会はUBS の原則との整合性を確保するために対象となる議決権行使についてレビューする。
- これには、UBS-AMが顧客のためにUBS グループの上場株式に投資する場合が含まれる。
- UBS-AMが顧客のポートフォリオをUBS の公募投資法人やミューチュアルファンドに投資している場合の議決権行使については、投資主総会が開催され、議決権は外部顧客または最終受益者によって直接行使されます。
- 当社の全般的なビジネス、セールスまたはマーケティングの機能は、議決権行使の意思決定プロセスの外に置かれており、議決権行使がその影響を受けることはありません。
- 議決権行使の意思決定がおよび銀行/ブローカー・ディーラー/投資銀行活動に従事する関連会社（「関連会社」）は、特定の機密情報の共有を禁じる方針を導入しています。UBS の担当者は関連会社と行使の意思について議論することを認められておらず、当社の方針に反して関連会社から連絡を受けた場合には、その件について当社のコンプライアンス&オペレーショナル・リスク管理グループに照会を行います。グローバル・コーポレート・ガバナンス委員会の委員長は通知を受け、最高リスク管理責任者に通知し、特定の状況下では、当社のコンプライアンス・グループはその件について関連会社の担当者と議論する場合があります。
- UBS は利益相反に関する責任の概要に関する特定の定期研修を従業員に提供します。
- UBS グループがUBS アセット・マネジメント (UK) のファンドにシードマネーを提供している場合、シードマネーに起因する行使権を行使することはありません。
- UBS-AMは英国の金融行為監督機構 (FCA) の要件に従って、特定した利益相反、利益相反の性質、利益相反の管理手続きのリストを記録します。

スチュワードシップ活動（議決権行使状況を含む）に関する報告

UBS-AMは顧客に対する定期的な報告およびオンラインで公表された他の情報を通じて、当社のスチュワードシップ活動の透明性を報告することを目指しています。当社は、議決権行使、エンゲージメント、その他のスチュワードシップ活動に関する記録を取っています。

UBS-AMは、当社が行った行使とコーポレート・エンゲージメントを四半期および年次ベースで顧客に報告しています。可能な限り、当社の報告書には定性的な情報と定量的な情報の双方を含めています。

UBS-AMは、当社のエンゲージメントが進行中なものについては、機密事項または慎重に扱うべき事項である可能性に留意し、特に当社と企業との議論の結果に支障をきたす可能性がある場合には、全ての情報を完全に開示しない選択を行うことがあります。

国連責任投資原則（PRI）に対する当社のアプローチは、当社のウェブサイトに公表されています。集計された議決権行使記録は四半期ごとに開示されています。当社の議決権行使報告書には、当社が行使を棄権したケースや、取締役会に反対票を投じたケースがその理由と共に記載されます。

米国、カナダ、オーストラリアで規制されたファンドに関してはファンド毎に年一回情報開示されています。

スチュワードシップと行使情報については、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

Appendix 1 – スチュワードシップ・コードに対するコミットメント

UBSアセット・マネジメントは、投資スチュワードシップに関する以下のベスト・プラクティス・コードに署名、またはコミットメントを行っています。本書は、これらのプログラムの要請に私たちがどのように対応しているかを概説しています。

International Corporate Governance Network (ICGN) Global Stewardship Principles

UK Stewardship Code

Japanese Stewardship Code

Hong Kong SFC Principles of Responsible Ownership ISG Stewardship Framework (USA)

Australian FSC Standard 23 on Principles of Internal Governance and Asset Stewardship

Taiwan Stewardship Principles for Institutional Investors

Appendix 2– 業界のイニシアチブ及びベスト・プラクティスに対するコミットメント

UBSアセット・マネジメントは現在、以下のグローバル・グループのイニシアチブのメンバー、あるいは支持しています。

Asian Corporate Governance Association (ACGA)

Global Real Estate Sustainability Benchmarks (GRESB)

EFAMA Stewardship, Market Integrity and ESG Investment Standing Committee International Corporate Governance Network (ICGN)

Institutional Investor Group on Climate Change (IIGCC)

National Association of Real Estate Investment Managers (NAREIM) - Sustainability and Investment Management Working Group

Principles for Responsible Investment (PRI)

Sustainable Accounting Standards Board (SASB) UK Investor Forum

US Green Building Council

Workforce Disclosure Initiative (WDI)

Financial Stability Board's Taskforce on Climate-related Financial Disclosure (TCFD) Transition Pathway Initiative (TPI)

Farm Animal Investment Risk & Return (FAIRR)

Access to Medicine Index



サステナビリティ・リサーチ & スチュワードシップ・チーム

UBSのサステナブル&インパクト投資部門では、リサーチ&スチュワードシップ・チームが様々な資産クラスにわたるESGの統合とスチュワードシップ活動を実行・支援する責任を担っています。当社のサステナビリティ・リサーチ・アナリストはトピック別・セクター別の専門分野に特化し、特定企業の分析と、サステナビリティのトピックに関するソート・リーダーシップ・リサーチの提供の指揮を執っています。

サステナブル投資（SI）アナリストはテーマ別、リアクティブ（受動的）、議決権行使という柱（前述の概要を参照）の下で企業との直接対話を実行し、エンゲージメントの論拠と関連目標を策定するために、全ての戦略にわたる投資チームをサポートしています。リサーチ&スチュワードシップ・チームは、ESG/SIの明白なマンドートを持つアクティブ株式戦略の策定・運用の責任を担うグローバル・サステナブル株式（GSE）チームと緊密に連携しています。投資先企業とのエンゲージメントは、これらのファンド投資戦略の主要な要素であり、GSEチームがSIチームと頻繁に連携して実行しています。SIチームとGSEチームはいずれも集合体として、そしてESGトピックとサステナブル投資の促進を目指すイニシアティブにおいて、UBS-AMを代表しています。

投資一任契約に関する留意事項

当社が投資一任契約に係る業務を行う際には、お客様にはご契約の資産額に対し年率 0.85%（税抜）を上限とする投資顧問料をご負担いただきます。その他、組入資産の売買手数料、保管費用等（以下「手数料等」といいます。）を、運用資産を通じて間接的にご負担いただく場合があります。また投資一任契約に基づき投資信託または外国籍リミテッド・パートナーシップ等（以下、これらを総称して「投資信託等」といいます。）に投資する場合は、投資信託等に掛かる運用報酬・管理報酬等（監査費用を含みます。以下「諸費用等」といいます。）を別途ご負担いただきます。これらの手数料等および諸費用等は契約内容、契約資産の額、運用状況等により異なるため、具体的な金額を表示することはできません。また、お客様に直接および間接的にご負担頂く投資顧問料、手数料等および諸費用等の合計額についても、契約資産の額、運用状況等により異なるため、具体的に表示することができません。

有価証券等への投資に係わる主なリスクについて

投資一任契約に基づく有価証券の投資には、株式投資のリスク（価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク）、債券投資のリスク（価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク）、為替リスク、カントリー・リスク、デリバティブ取引のリスク、オルタナティブ投資に係わるリスク、インフラストラクチャー／PE 投資、不動産関連投資に係わるリスク等があります。従って、投資元本が保証されているものではなく、当該有価証券等の値動きにより損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

※リスクや手数料・報酬等の詳細については、契約締結前交付書面にてご確認ください。

商号： UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第412号

加入協会： 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の金融商品取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、信頼できる情報をもとに UBS アセット・マネジメント株式会社によって作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。投資一任契約のお申込みに当たっては、契約締結前交付書面をお渡ししますので、必ず内容をよくお読み下さい。

© UBS 2020. キーシンボル及び UBS の各標章は、UBS の登録又は未登録商標です。UBS は全ての権利を留保します。